

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年秋田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（添付図書等）」に改め、同条第2項第1号中「第3項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 省令第18条第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項および（ろ）項に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書又は書面とする。

第3条第1号中「第12条の5第2項第3号」を「第12条の5第2項第1号」に改める。

第4条第1項中「第9条第1項」の次に「もしくは第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第18条第1項の規定により許可の申請をした者は、市長が当該申請に係る許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請取下届により市長に届け出なければならない。

第5条中「第10条」を「第11条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。